

令和元年 1 1 月 1 日施行の審査基準に関する運用方針

1 営業所

Q 1 - 1 写真の構図・枚数等の指定はあるのか。

→ 特に指定はないが、営業所に必要な備品等が備えられていることが確認できる構図・枚数とする。

2 車庫

Q 2 - 1 写真の構図・枚数等の指定はあるのか。

→ 特に指定はないが、事業用自動車が適切に収容できること及び他の用途に使用される部分と明確に区画されていることが確認できる構図・枚数とする。

3 休憩施設

Q 3 - 1 写真の構図・枚数等の指定はあるのか。

→ 特に指定はないが、乗務員が有効に利用することができることが確認できる構図・枚数とする。

4 増減車

Q 4 - 1 牽引車と被牽引車はセットで換算するのか。

→ 牽引車、被牽引車は各 1 台として換算する。なお、最低車両数の算定方法は牽引車 + 被牽引車 1 台とする。

Q 4 - 2 申請日前 3 ヶ月以内に増車と減車の申請があった場合において、カウントするのは、「増車」の数か、あるいは「増車－減車」の数か。

→ 「増車－減車」の数とする。(例：増車 3 台 + 減車 2 台 + 増車 1 台 = 「2 台」)

Q 4 - 3 減車の取りやめによる増車の場合も数えるのか。

→ 空増車も同様に扱う。(例：増車 1 5 台 + 減車 1 5 台 + 空増車 1 2 台 = 「1 2 台」)

Q 4 - 4 増車にあたって認可申請となる場合（一定規模以上の増車にあたる場合）、増車届出時の添付書類のほかに、どのような添付書類が必要か。

→ 事業規模の拡大となることから宣誓書（様式例 2 及び様式例 3）

Q 4－5 減車にあたって認可申請となる場合（減車後の車両数が最低車両数を下回る場合）、どのような場合に認可するのか。

→ 原則認可しないこととする。ただし、災害等により車両が故障した場合であって代替車両が用意できるまでの間におけるものである場合等は認可する。

Q 4－6 上記の場合において、どのような添付書類を基に判断するのか。認可するべきと判断することができる特段の事情（理由）を記した書類を提出させるのか。また、そのひな形は用意するのか。

→ ①災害による車両の損傷状況などの説明書及び②今後の代替車両導入予定の説明書を基に判断することとする。

※様式は任意様式でかまわないが申請者の押印又は署名を求める。

※車両の導入計画について、運送事業者として基準を満たす（代替車両を確保する）計画を立てることは、当然に求められる行為であり、添付書類として求める。

Q 4－7 増車にあたって認可申請となる場合（増車後の車両数が最低車両数を下回る場合）、どのような場合に認可するのか。

→ 最低車両数の基準を満たす適切な計画がある場合は認可することとする。

Q 4－8 上記の場合において、どのような添付書類を基に判断するのか。認可するべきと判断することができる適切な計画を記した書類を提出させるのか。また、そのひな形は用意するのか。

→ 今後の車両導入予定の説明書を基に判断することとする。※様式は任意様式でかまわないが申請者の押印又は署名を求める。

※車両の導入計画について、運送事業者として基準を満たす計画を立てることは、当然に求められる行為であり、添付書類として求める。

5 許認可その他

Q 5－1 写真の規格について、現像された写真が必要か、あるいは、画像データを普通紙にプリントアウトしたもので構わないのか。

→ 画像が確認することができるのであれば普通紙でもかまわない。

Q 5－2 車検証について、当該営業所で保有している全車検証の添付が必要か、宣誓書等の様式ができるのか。

→ 様式例3により宣誓させることとし、必要に応じて車検書を確認することとする。

Q 5－3 事業報告、輸送実績報告についての確認は、報告期限の過ぎた直近1年度分で構わないか。

→ 確認は直近1年でかまわないが、未提出分の報告書の提出は求めることとする。

Q 5－4 様式 1 について、運行管理、整備管理それぞれに担当役員の記載欄が設けられたが、同一人物が兼ねることはできないのか。

→ 同一人物が兼ねることができる。

上記のほか、特筆すべき事項がある場合には、本省貨物課まで共有されたい。